

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を不開示とした情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 23 年 10 月 7 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「平成 23 年（○）○号 損害賠償請求事件の訴訟記録一式。（被告北九州市）
ただし、①原告の個人情報（氏名以外）および②被告および訴訟外の人物の個人情報を除く。なお②については人物各々を A、B などとおきかえていただきたい。

※訴訟記録＝裁判所に提出したものおよび原告から裁判で受けとったものなど」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 23 年 10 月 31 日付け北九教学教第 667 号で、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 23 年 11 月 2 日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成 23 年 12 月 28 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述等で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 裁判は、訴訟上の閲覧制限等がない限り、これを傍聴し、裁判記録を閲覧することができる。本件本人訴訟の原告も、被告である北九州市もこれを行っていない。つまり、「市民に閲覧させても問題ない」と解釈していると判断できる。

審査請求人は、以前、他地方自治体の労働裁判（報道されたものでセクハラが関係しているとされた事件）に関わる行政文書の閲覧の際、当時北九州市に「上記のような情報も閲覧できるのか」と質問したところ、「裁判記録は閲覧できる」と回答され、それをもとに情報開示をした結果認められた経緯がある。同様の判断が働いた証拠といえる。

- (2) 情報開示請求においては、申請する者は、氏名、住所、電話番号等を記載しなければならないというリスクを伴っている。閲覧後も情報の悪用がないか確認できる。

- (3) 審査請求人は、最近、行政文書をなるべく閲覧させたくない、という場面に遭遇しており、倫理無き社会の現状を否応なく見せられている。そして、法令で決められたものではなく、より仕事をしたくない方法があればそれを選択する、という場면을数々見てきた。

本件においても、裁判所ですでに公開している文書であるのだが、行政文書として処分庁が開示できない、という不思議な現象となっている。

裁判は公開で行うのが原則であるから、そこで提出された文書も、公開が原則である（一部規制を自らかけるものは除く）。

- (4) 審査請求人は、個人識別情報に非開示措置を講じた上での閲覧を求めているが、文書を提示して『それでも個人情報に関する情報が含まれる』という訳のわからない内容で非開示にされている。しかし、何が起きたかを知ることなしに市政を知ることにはできないし、そのために一部開示という措置もあるのにこれを行わないのは、審査請求人としては納得いくものではない。

あくまで審査請求人の予想に過ぎないが、これは業務過多と、行政文書が原則開示という意識にたって文書を作成していないからである。他の行政庁でも、マニュアル等の不備のため適切な作業ができない等の状況が起きている。

たとえば、行政文書を作成する際にあらかじめ情報開示の場合はどうするかを決めておけばこのような問題は起きないと考える。黒塗りが面倒だから情報

開示に応じられない、などという状況になってしまうならば、情報公開に関する規程など作るべきではない。市民のほうでも、本来情報開示なんてやらないだろう、という対応がこのような問題を招いているのではないか。

(5) 紛争内容に対し、個人情報を守りたいというのが教育委員会の立場であるならば、原告及び第三者に、まずは、人権擁護の立場から、裁判における適切な個人情報の守り方を伝え、それに対する考え方を聴取すべきである。北九州市には訴訟専門の弁護士もおり、それらに対して適切に対応できると考える。

なお、訴訟に関わっている教員 2 名に関しては、公職に関する訴訟であるため、氏名や住んでいる場所などを伏せた状態での対応とするのが妥当である。

(6) 本内容については、裁判所で閲覧し、確認はしている。しかし、閲覧時に手数料 150 円のほか、交通費がかかる。本件は、今後、遠方の裁判所での訴訟などで閲覧ができない場合のことを考え、審査請求に及んでいる。第三者の対応で解決しているが、本来は、処分庁で対応すべき案件であり、些少ではあるが「150 円＋交通費＋時間」という損害も発生している。このようなことが数多く続けば行政が約束を守らず市民生活に支障をきたす。

(7) 必要であれば、行政側が勝手に判断せず、訴外本件裁判当事者の原告（その他教員）等の見解も聞いた上で、審議するよう求める（閲覧可能な状況は本人が望んでいるのかどうかを確認するよう求める）。

近年、訴外の人のことを検討しないまま、様々な決定がなされているためである。ただし、見解を聞き対策も明確に教授したのにこれを放置した場合においては、閲覧を容認することと同様と考える。

(8) 本件は、本来北九州市の総務企画局文書課訟務係担当と考えたが、なぜ教育委員会の対応となったのか。

第 3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において説明している内容は、概略次のとおりである。

- 1 審査請求人は、裁判は、一般的に、これを傍聴し、裁判所にて裁判記録を閲覧できるが、北九州市は裁判に係る行政文書を開示していないと主張した。この主張の根拠は民事訴訟法第 91 条の裁判所書記官に対する訴訟記録の閲覧である。しかし、本件審査請求に係る行政文書開示請求は、条例第 6 条第 1 項の規定に基づく請求である。

- 2 本件不開示情報は、条例第7条第1号に該当するため不開示とした。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、北九州市を被告とする、平成23年(○)○号損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」という。)の訴訟記録一式である。

(2) 本件訴訟は、特定の市立小学校で発生した児童間のトラブルに関して、担任教諭及び校長の対応に問題があるとして、一方の児童(以下「本件児童」という。)を原告として、その法定代理人(以下「本件法定代理人」という。)が北九州市を被告として提起した損害賠償請求訴訟である。

処分庁は、本件訴訟の訴訟記録である次の文書を、本件行政文書として特定している。

原告提出分

- ・訴状
- ・証拠
- ・準備書面

被告(北九州市)提出分

- ・答弁書
- ・準備書面
- ・証拠説明書及び証拠(2件)

処分庁は、本件行政文書全てについて、条例第7条第1号に該当するとして、不開示としている(以下「本件不開示情報」という。)

なお、本件行政文書の所管課を、審査請求人は当初、「総務企画局文書課と考えた」とのことであるが、当審査会において、裁判所との連絡調整等は総務企画局文書課で行っているものの、本件訴訟全体の方針決定、訴訟記録の保管等は、処分庁(教育委員会教職員課)で行っていることを確認している。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件不開示情報が条例第7条第1号に該当するか否かである(争点1)。

3 条例第7条第1号該当性についての判断（争点1）

（1）条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

（2）条例第7条第1号該当性

ア 本号本文該当性

本件行政文書は、原告による訴えの提起を契機として、処分庁が本件訴訟に関して作成又は取得した訴訟記録である。

当審査会で見分したところ、本件行政文書は、本件訴訟の原因となった本件児童のトラブルや関係児童らの言動等に関する原告被告双方の主張書面、証拠等から構成されている。

これらの情報は、全体として相互に関連性を有する密接不可分の本件児童に係る情報（特定の個人を識別することができる情報）であると認められるので、全体が本件児童の個人情報である。

したがって、本件不開示情報はいずれも、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書ア該当性

訴訟記録については、民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第91条第1項で、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定していることから、本件不開示情報が本号ただし書アに該当するか否かが問題となる。

訴訟記録の閲覧については、民訴法第91条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）及び同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定があり、あらゆる場合に閲覧できるとはなっていない。

また、条例の定める開示請求権制度（以下、単に「開示請求権制度」という。）では、請求者は写しの交付を受けることができるが、民訴法では、第91条第3項（謄写の制限）の規定により、訴訟に利害関係のない第三者は謄写を行うことができないとされており、訴訟記録の開示方法についても、民訴法では制約が付されている。開示請求権制度により、訴訟に利害関係のない第三者に対して訴訟記録の写しが交付されることになれば、紙の写しを介して訴訟記録が広く伝播し、著しく個人の権利利益を侵害する事態が想定されるが、これは、民訴法第91条第3項の趣旨に反し、「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定する条例第3条第2項にもそぐわないものである。

そもそも、条例第7条第1号ただし書アにいう「法令の規定により公にされている情報」とは、登記簿に登録されている法人の役員に関する情報、不動産の権利関係に関する情報など公示制度により積極的に公開されている情報を典型とするものであり、裁判の公正・中立を担保するためにプライバシーに配慮して公開される訴訟記録は、これら典型例と同列には論じられない。

したがって、民訴法第91条第1項を根拠に、直ちに、訴訟記録の全体が一律に本号ただし書アに該当するとまで認めることはできない。

民訴法の閲覧・謄写に対する制限、開示請求権制度における個人情報への配慮の必要性等を考慮すれば、訴訟記録の本号ただし書ア該当性については、民訴法第91条第1項を前提にしつつも、訴訟記録中の個人情報の内容・性格、その保護の必要性の程度及び不開示とした場合の市民の知る権利に与える影響等を総合的に検討し、当該訴訟記録の内容を踏まえて個別に判断することが妥当である。

以下では、本件不開示情報の内容を踏まえ、本号ただし書ア該当性について、これらの諸点を個別に検討する。

本件行政文書には、前記のとおり本件児童及び関連児童らの言動等に関する詳細な主張等が記載されており、訴訟記録の相当部分が児童らに関連する個人情報である。

児童らの言動等に関する個人情報については、これが一般に公開されると、児童らの、生育途上にある精神に修復不能な悪影響を及ぼすおそれがあり、その個人情報の保護には、特に慎重な配慮が必要である。(訴訟記録には、客観的事実以外に、訴訟当事者双方の主観的な解釈を含む「主張」が記載されている点にも留意しなければならない)。

また、訴訟を提起した親権者や関連児童の親権者にとっても、児童らの言動等に関する主張等が、行政の開示請求権制度を通じて、処分庁から一般に公開されることを想定しているとは考えられず、処分庁による訴訟記録の開示自体が、新たな混乱を招くおそれがある。

さらに、当審査会で確認したところ、本件訴訟については、処分庁による記者発表等で公にされておらず、報道もされていないので、本件不開示情報の概要が既に一般に知られているという状況にもない。

以上の訴訟記録の内容・性格、未公表状況等に加え、訴訟記録の写しが、開示請求権制度により訴訟に利害関係のない第三者に対して交付されることになる、紙の写しを介して広く伝播するおそれがあることをも勘案すれば、本件不開示情報については、当該情報を開示しても児童らのプライバシーが侵害されるおそれが明らかでない認められる部分に限定して、本号ただし書アの該当性を認め、開示するのが妥当である。

このように解しても、残余の一部開示部分から処分庁の応訴方針が一定程度分かり、さらに具体的な訴訟内容を知ろうとする場合は、民訴法に規定された裁判の公開制度の中でこれが可能であれば、市民の知る権利が不当に奪われてしまうことにはならない。

プライバシー侵害のおそれが明らかでない部分の特定については、児童らの個人情報の保護には特に慎重な配慮が必要であることを踏まえ、少しでも児童らの個人情報につながる可能性が否定できないものは排除し、厳格にこれを行う必要がある。

したがって、訴訟記録中、氏名等、個人の特定に直結する部分のみならず、関係者により個人を特定される可能性を否定できない部分(学校関係者、近隣住民等の関係者が見れば、誰のことであるか特定される可能性を否定できない部分、筆跡等から個人を特定されるおそれがある部分など)についても開示は妥当ではない。

しかし、以下の情報は、関係者が見ても個人を特定される可能性がないと認められるから、処分庁の応訴方針を開示する趣旨においても、本号ただし書アに該当するとして、開示することが妥当である。

被告(北九州市)提出分

答弁書

- ・ 1頁目 2行目行頭から2文字目まで

- ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで
- ・ 1 頁目 7 行目から 18 行目まで
- ・ 2 頁目 1 行目から 5 行目まで
- ・ 4 頁目 23 行目
- ・ 4 頁目 24 行目 4 文字目から行末まで
- ・ 5 頁目 2 行目 29 文字目から 4 行目行末まで
- ・ 5 頁目 6 行目
- ・ 6 頁目 13 行目行頭から 8 文字目まで
- ・ 6 頁目 13 行目 25 文字目から 14 行目行末まで
- ・ 6 頁目 24 行目行頭から 5 文字目まで
- ・ 6 頁目 24 行目 8 文字目から行末まで
- ・ 7 頁目 5 行目 22 文字目から 6 行目行末まで
- ・ 7 頁目 15 行目 22 文字目から 18 行目 26 文字目まで
- ・ 7 頁目 18 行目 29 文字目から 19 行目行末まで
- ・ 7 頁目 20 行目 4 文字目から行末まで
- ・ 7 頁目 24 行目 25 文字目から 25 行目行末まで
- ・ 8 頁目 9 行目 8 文字目から行末まで
- ・ 8 頁目 11 行目 15 文字目から 12 行目行末まで
- ・ 8 頁目 14 行目行頭から 7 文字目まで
- ・ 8 頁目 14 行目 10 文字目から 16 行目行末まで
- ・ 8 頁目 20 行目 8 文字目から 23 文字目まで
- ・ 8 頁目 20 行目 34 文字目から 24 行目行末まで
- ・ 9 頁目 1 行目から 4 行目まで

準備書面

- ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで
- ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで
- ・ 1 頁目 7 行目から 11 行目 11 文字目まで
- ・ 1 頁目 12 行目から 13 行目まで
- ・ 7 頁目 15 行目
- ・ 7 頁目 22 行目 33 文字目から 23 行目行末まで
- ・ 8 頁目 2 行目 16 文字目から 3 行目行末まで
- ・ 8 頁目 8 行目 5 文字目から行末まで
- ・ 8 頁目 17 行目 10 文字目から 18 行目行末まで
- ・ 9 頁目 7 行目から 11 行目まで

証拠説明書及び証拠（2 件中先に提出した分）

- ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで

- ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで
- ・ 1 頁目 7 行目から 9 行目まで
- ・ 1 頁目 表の内容全て
- ・ 2 頁目から 5 頁目まで全て

証拠説明書及び証拠（2 件中後に提出した分）

- ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで
- ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで
- ・ 1 頁目 7 行目から 9 行目まで
- ・ 1 頁目 表の 1 行目の内容全て
- ・ 1 頁目 表の 2 行目 1 列目から 3 列目までの内容全て
- ・ 1 頁目 表の 3 行目 1 列目から 3 列目までの内容全て

ウ 本号ただし書イ該当性

本件不開示情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められないので、条例第 7 条第 1 号ただし書イには該当しない。

エ 本号ただし書ウ該当性

本件児童が公務員等でないことは明らかなので、本件不開示情報は条例第 7 条第 1 号ただし書ウには該当しない。

オ よって、本件不開示情報のうち、前記イにおいて、条例第 7 条第 1 号ただし書アに該当するとした情報については、開示するのが妥当であり、その他の情報については、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とするのが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

| | | |
|---------|---|-----------|
| 会 | 長 | 中 野 敬 一 |
| 会長職務代理者 | | 高 木 康 衣 |
| 委 | 員 | 田 村 奈 々 子 |
| 委 | 員 | 川 本 利 恵 子 |
| 委 | 員 | 五 十 嵐 享 平 |

別表

※ 全て被告（北九州市）提出分

| 文書名 | 開示すべき部分 |
|------|---|
| 答弁書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで ・ 1 頁目 7 行目から 18 行目まで ・ 2 頁目 1 行目から 5 行目まで ・ 4 頁目 23 行目 ・ 4 頁目 24 行目 4 文字目から行末まで ・ 5 頁目 2 行目 29 文字目から 4 行目行末まで ・ 5 頁目 6 行目 ・ 6 頁目 13 行目行頭から 8 文字目まで ・ 6 頁目 13 行目 25 文字目から 14 行目行末まで ・ 6 頁目 24 行目行頭から 5 文字目まで ・ 6 頁目 24 行目 8 文字目から行末まで ・ 7 頁目 5 行目 22 文字目から 6 行目行末まで ・ 7 頁目 15 行目 22 文字目から 18 行目 26 文字目まで ・ 7 頁目 18 行目 29 文字目から 19 行目行末まで ・ 7 頁目 20 行目 4 文字目から行末まで ・ 7 頁目 24 行目 25 文字目から 25 行目行末まで ・ 8 頁目 9 行目 8 文字目から行末まで ・ 8 頁目 11 行目 15 文字目から 12 行目行末まで ・ 8 頁目 14 行目行頭から 7 文字目まで ・ 8 頁目 14 行目 10 文字目から 16 行目行末まで ・ 8 頁目 20 行目 8 文字目から 23 文字目まで ・ 8 頁目 20 行目 34 文字目から 24 行目行末まで ・ 9 頁目 1 行目から 4 行目まで |
| 準備書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで ・ 1 頁目 7 行目から 11 行目 11 文字目まで ・ 1 頁目 12 行目から 13 行目まで ・ 7 頁目 15 行目 ・ 7 頁目 22 行目 33 文字目から 23 行目行末まで ・ 8 頁目 2 行目 16 文字目から 3 行目行末まで ・ 8 頁目 8 行目 5 文字目から行末まで ・ 8 頁目 17 行目 10 文字目から 18 行目行末まで ・ 9 頁目 7 行目から 11 行目まで |

| | |
|-----------------------------------|--|
| <p>証拠説明書及び証拠 (2件中先に提出した分)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで ・ 1 頁目 7 行目から 9 行目まで ・ 1 頁目 表の内容全て ・ 2 頁目から 5 頁目までの内容全て |
| <p>証拠説明書及び証拠 (2件中後に提出した分)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目 2 行目行頭から 2 文字目まで ・ 1 頁目 3 行目から 4 行目まで ・ 1 頁目 7 行目から 9 行目まで ・ 1 頁目 表の 1 行目の内容全て ・ 1 頁目 表の 2 行目 1 列目から 3 列目までの内容全て ・ 1 頁目 表の 3 行目 1 列目から 3 列目までの内容全て |